

株式会社IMAGICAエンタテインメントメディアサービス

## 当社とお取引いただくフリーランスの皆様へ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別なるご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2024年11月1日より、フリーランスの取引に関する法律である「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(通称「フリーランス法」)が施行されます。

これに伴い、弊社ではフリーランス法を遵守するとともに、具体的には以下の対応を行うことをお知らせいたします。今後ともご愛顧賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

謹白

記

### ■対象となる方

弊社が発注事業者となり、業務を委託するフリーランスの方(契約交渉中の方を含みます)

### ■主な対応方針

#### <ハラスメント対策に係る体制整備>

ハラスメント相談についての受付窓口を設置いたします。ハラスメントの懸念が発生した場合には、速やかに事実確認を行うなど適切に対応いたします。相談者のプライバシーは保護され、相談をしたことを理由に不利益となる取扱はされません。

なお、弊社は就業規則およびハラスメント防止に関する取扱規則等により、ハラスメントを禁止行為と定め、従業員にコンプライアンスの遵守を求めております。

ハラスメント相談窓口： 弊社人事部門

e-mail: iems-hr@imagica-ems.co.jp

#### <育児介護等の業務の両立に対する配慮>

フリーランスの皆様が妊娠、出産、育児または介護と両立しつつ、業務に従事することができるよう、状況に応じた配慮をいたします。配慮が必要であると思われる場合においては、弊社担当者までお申し出ください。

なお、契約目的の達成が困難となるなど、やむを得ず必要な配慮が行えない場合もございますが、その際は、その理由についてご説明差し上げます。

以上